

岐南町障害関係計画策定支援業務委託に係る業者選定実施要領

1. 趣旨

この要領は、岐南町プロポーザル方式等実施要綱（平成 27 年岐南町告示第 3 号）の規定により、障害者基本法第 11 条に基づく「岐南町障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく「岐南町障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「岐南町障害児福祉計画」（以下「岐南町障害関係計画」という。）の策定支援業務委託の受託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務名称

岐南町障害関係計画策定支援業務委託

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙業務委託仕様書参照

(2) 履行期間

委託契約締結の日から令和 3 年 3 月 26 日まで

(3) 委託料上限額（予算額）

令和元年度 2, 224, 200 円（税込）

令和2年度 2, 849, 000 円（税込）

総 額 5, 073, 200 円（税込）

年度ごとに、この上限額以内で提案額を提示すること。なお、消費税は 10% で積算するものとする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 岐南町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去 5 年以内に市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画に関する策定業務の受注実績があること。

5. 提出を求める事項

- (1) 企画提案書（次項 6 による） 6 部
- (2) 実績計画書（直近 5 年のもの。ア及びイの計画書は必須、各概要版は任意とする。）
 - ア. 他自治体で策定済の市町村障害者計画計画書及び概要版 6 部
 - イ. 他自治体で策定済の市町村障害福祉計画計画書（市町村障害児福祉計画を別冊にしている場合は同計画書を含む。）及び概要版 6 部
 - ウ. 他自治体で策定済の市町村地域福祉計画計画書及び概要版 6 部
 - エ. 他自治体で策定済の上記を除く福祉関連計画計画書及び概要版 6 部
- (3) 実績表（障害関係計画実績、その他福祉関連計画を別に記載すること。） 6 部
- (4) 見積書（年度ごとに業務内訳明細を記載したもの。一式計上はしない。） 1 部

6. 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

- ア. A4版縦で横書きとし、書式については特に定めのないものとする。(A3版による折込頁の挿入は可とする。)ただし、刷色はモノクロとし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。
- イ. 次号の項目ごとにインデックスタブを付けること。

(2) 企画提案書の構成(以下の内容について、明瞭に記載すること。)

- ア. 障害関係計画の基本的な考え方
- イ. 業務実施方針及び計画策定のポイント
- ウ. 策定作業の項目及び内容説明
- エ. 業務実施体制(人員配置、人数、役割等を記載すること。本業務を主に担当する者(町担当者)と業務について協議し、中心となって計画策定業務を行う者をいう。)のアピール文含む。
- オ. 作業工程スケジュールと岐南町との役割分担
- カ. 情報セキュリティ体制
- キ. その他独自提案等

(3) その他

- 評価事項の判断となる箇所を明示する等、容易に審査できる企画提案書の作成に努めること。

7. 提出期限等について

- (1) 日 時 : 令和元年9月19日(木) 午後4時まで(※必着)
- (2) 提出場所 : 〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町民生部福祉課
TEL 058-247-1348 FAX 058-247-1488
E-mail fukusi@town.ginan.lg.jp
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送とする。(※提出時の企画内容説明不可)
※なお、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

8. 提案の無効

- (1) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (4) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談したとき。
- (5) 他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示したとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、岐南町があらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9. 審査方法等

- (1) 選定は、提出物をもってプレゼンテーション審査を行い、その内容と見積書を総合的に評価し、最も優秀であると認められた提案者を、受注候補者として特定する。
- (2) 日時(予定) 令和元年9月27日(金)
実施時間は、令和元年9月25日(水)までに通知する。
- (3) 場所 岐南町中央公民館
- (4) 所要時間 企画提案プレゼンテーション 15分
企画提案に対するヒアリング 15分程度
- (5) 説明者 本業務に直接関わる者とする。

- (6) 機材等 プロジェクター及びスクリーンは岐南町が用意するものを使用することができる。
ただし、パソコン等の準備、接続、環境設定等は提案者が行うこと。
- (7) 最終審査結果については、後日、提案者全員に書面によって速やかに通知する。
- (8) 審査の結果、最も評価の高かった提案者を受注候補者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

10. その他留意事項

- (1) 参加者がプロポーザル参加に要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外の目的には使用しない。
- (4) 本業務を主に担当する者については、4. 参加資格(4)の策定業務経験者とする。なお、本業務を主に担当する者は、岐南町の打合せ等に派遣できる者であり、本業務を実質的に担当し、業務完了まで原則変更できないものとする。

11. 選定の日程

公募開始日	令和元年9月3日(火)
質疑提出期限	令和元年9月9日(月)
参加表明書提出期限	令和元年9月9日(月)
質疑回答期限	令和元年9月13日(金)
参加資格確認通知期限	令和元年9月13日(金)
企画提案書等提出期限	令和元年9月19日(木)
審査委員会(プレゼンテーション審査)開催	令和元年9月27日(金) 予定
審査結果通知	令和元年10月2日(水) 予定
仕様協議・契約締結	審査結果通知後～令和元年10月中旬予定

- ① 提案書等の受付後、提出物内容について質疑等を行う場合があります。
- ② 各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。
- ③ 質疑、参加表明書及び企画提案書等は公募開始日から提出可能です。